

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

井川町長 齋藤多聞

市町村名 (市町村コード)	井川町 (05366)
地域名 (地域内農業集落名)	北川尻地区 (街道、海老沢、中下村、上村、小竹花)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・中心経営体である認定農業者の人数は比較的多いが、新規就農者が近年少ないため、なりうる人材の掘り出し、育成が必要である。
- ・地区内の大部分で水稲を作付けしている。
- ・転換作物としては、大豆(団地化含む)や地域で定める振興作物を作付けしている。
- ・この地区は圃場整備未整備地区で今後圃場整備が必要になってくる。その際、認定農業者、認定農業法人を中心に今後集積・集約が必要である。現状は認定農業者が地域農業を担っている。
- ・地域の高齢化により担い手不足が見込まれる。耕作放棄地にならないための農地の維持管理が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稲を基幹作物とし、主食用以外の水稲や大豆、振興作物の生産拡大を図る。
- ・圃場整備地域においては、スマート農業に取り組むなど、更なる生産性向上と省力化を図る。
- ・引き続き地区内や隣接地区の担い手に農地の集積・集約を進め、営農継続に務めながら、生産性の向上、担い手不足や耕作放棄地の解消など将来の地域農業の維持を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	209 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	209 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の話し合い結果や隣接地の耕作者などを考慮するとともに、地区内の認定農業者等の担い手を優先して農地の集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用して農地の利用権設定・権利移転・売買等を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
整備地区の集積・集約化を進め、作業の効率化・省力化を図り、生産性向上を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農希望者に対し、地域でサポートしながら定着を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
航空防除推進協議会による航空防除事業、農作業用ドローンなどのスマート農機を持つ農業法人への作業委託、シルバー人材センターへの農作業委託などを進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③認定農業法人を含む担い手を中心に農業の効率化、省力化に努める。